

# 日本のキャッシュレス決済比率の低迷原因分析

-地方に着目して-

1210430 川原正行

高知工科大学 経済・マネジメント学群

## 1. 概要

日本のキャッシュレス決済比率は他の先進国に比べ、低い水準にある。その原因分析は諸外国との比較ばかりで（谷口等（2020））、日本の中でも特に高齢化が進んでいる地方に着目し、地域格差の視点からも分析するべきだと考えた。そこで本論では、日本のキャッシュレス決済の低迷原因を地方に着目し分析することを目的とする。尚、本論で言うキャッシュレス決済の定義は、「物理的な現金（紙幣・貨幣）を使用しなくても活動できる状態」（経済産業省（2018））を指す。地方での商業地の中で、過疎が顕著に見られる代表の場所として商店街を選び、聞き取り調査を行った。その結果、QRコード決済が、地方でのキャッシュレス決済比率を促進させる鍵となることを明らかにした。

## 2. 結論

現在、キャッシュレス化が世界中で進みつつある。日本もその例外ではなく、政府を中心としてキャッシュレス決済普及・促進のための政策を打ち出している。2018年4月に経済産業省は、2027年までにキャッシュレス決済比率を4割程度まで引き上げるなどを定めた「キャッシュレス・ビジョン」を策定した（経済産業省（2018））。更に、キャッシュ

レス決済促進事業なども行っており、2019年10月から2020年6月までにはキャッシュレス・ポイント還元事業を行った。

このような国をあげての政策でも、他の先進国に比べると日本はまだキャッシュレス決済比率は低い水準にある（図2.1）。そのような中で、谷口等は、日本は諸外国と比べてキャッシュレス化の「何が遅れているのか、なぜ遅れているのか、ほんとうに遅れているのか」を検討することを目的とし、それぞれにおいて日本政府のすべきこと・役割を説いている（谷口等（2020））。しかし、日本は他の先進国と比べても高齢化が激しいことから、国レベルの比較だけでは不十分で、日本の中でも高齢化が進んでいる地方に着目し、地域格差の視点から原因分析するべきだと考える。先行研究を調査したところ、諸外国との比較による原因分析の結果、国・政府がどのような動きや環境整備をするべきかと提言している研究は見られたが、日本の地方に着目し、地域格差の視点から原因分析する研究は無い。

そこで本論は、日本のキャッシュレス決済比率の低迷原因を地方に着目し分析することを目的とする。

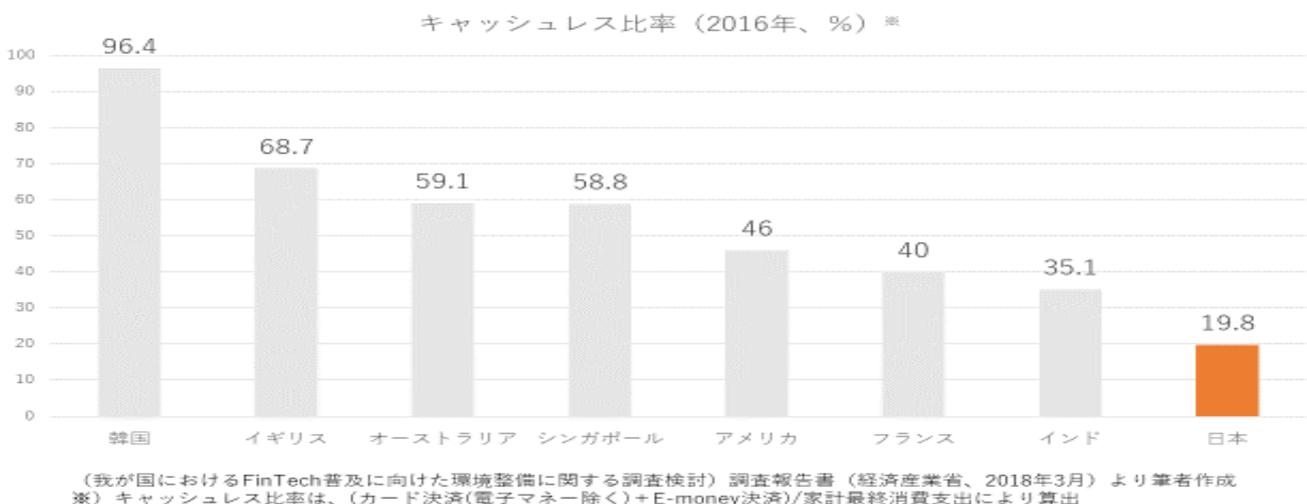


図 2.1 各国のキャッシュレス決済比率

### 3. 本研究のフレームワーク

本論では、基本的に近隣の国でありながら、世界トップのキャッシュレス決済比率を誇っている韓国との比較をしながら研究を進める。最初に、(1)日本と韓国での国レベルの比較、次に、(2)日本と韓国のキャッシュレス決済比率の地域差について調べる。しかし、韓国の地域差のデータは入手できなかったため、日本単独での地域分析を試みた。そして最後に、(3)日本の商店街に着目した地方のキャッシュレス決済の実態調査を実施する(図3.1)。尚、(1)、(2)では文献調査、(3)ではインタビュー調査を行った。



図 3.1 本論のフレームワーク

## 4. 日本と韓国の国際的比較

### 4.1 日本のキャッシュレス決済

まず、日本の主なキャッシュレス決済について整理する(経済産業省(年不詳))。大きくは、(1)クレジットカード決済・デビットカード決済、(2)電子マネー決済(交通系電子マネー・流通系電子マネー)、(3)QRコード決済、の3つに分類できる(表4.1)

表 4.1 日本の主なキャッシュレス決済

	クレジットカード決済	デビットカード決済	電子マネー決済	QRコード決済
決済タイミング	後払い	即時払い	前払い	前/即時/後払い
決済手段	スライド式、読み込み式、タッチ式	タッチ式	タッチ式	QR、タッチ式
事前審査の有無	審査あり	審査なし	審査なし	審査なし
支払仕組み	銀行口座登録後一ヶ月分まとめて引き落とし	銀行口座登録後利用ごとに引き落とし	現金、クレジットカードなどで事前にチャージ	アプリにクレジットカード・銀行口座などを登録
決済比率(2019年)	24.0%	0.56%	1.9%	0.31%

### 4.2 日本のキャッシュレス推進事業

次に日本のキャッシュレス推進事業について述べる。一つ目は、キャッシュレス・ポイント還元事業である。「キャッシュレス・ポイント還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業」である(経済産業省(年, ページ数不詳))。2019年10月から2020年6月までの9ヶ月間実施した。主に消費者に向けての事業で、消費者の我々にとって馴染みの深い事業であると言える。この事業をきっかけにキャッシュレス決済を利用し始めた方も多いのではないだろうか。

二つ目は、マイナポイント事業費補助金である。これは、「キャッシュレス決済事業者が、中小・小規模事業者等である加盟店において、消費者がキャッシュレス決済サービスを用いて決済を行うために必要なキャッシュレス決済端末等の導入を無償で行う事業に対して、事業を実施するために必要な経費のうち、キャッシュレス決済端末本体等に要する経費の一部を補助」する事業である(一般社団法人キャッシュレス推進協議会(年, ページ数不詳))。先程のキャッシュレス・ポイント還元事業とは違い、主に中小事業者に向けての事業であり、消費者の我々にとっては馴染みの薄い事業と言える。

### 4.3 韓国のキャッシュレス決済

続いて韓国について述べる(Square(年不詳))。韓国のキャッシュレス決済比率は、96%と日本に比べ大きく普及している。韓国の主なキャッシュレス決済方法は、(1)クレジットカード決済、(2)Tマネーカード決済、(3)QRコード決済(ゼロペイ・カカオペイ・サムスンペイ)、の3つに分類される。Tマネーカードというのは、韓国の公共交通機関やコンビニで使用できる、日本で言う電子マネーである。尚、決済タイミング、決済手段、審査の有無や入手方法、支払いの仕組みは全て日本と同様であった(ソウルメイト韓国語学校(年不詳))(表4.2)。

### 4.4 韓国のキャッシュレス推進政策

次に、韓国のキャッシュレス推進政策について述べる。韓国でのキャッシュレス浸透のきっかけとしては、「アジア通

表 4.2 韓国の主なキャッシュレス決済

クレジット カード	Tマネー カード	ゼロペイ	カカオペイ	サムスンペ イ
決済タイミ ング				
決済手段				
審査の有無 や 入手方法				
支払仕組み				

日本と同様

貨危機」が挙げられる。その韓国の対策として、「個人消費を増やすと同時に脱税防止を目的に、政府が主体となりクレジットカードの利用が推進」されたことにある (Square (年, ページ数不詳))。そこで韓国が具体的にに行った政策として3つが挙げられる。

1つ目が所得控除政策である。「300万ウォン (2019年9月時点で約26万円) を上限に、年間のクレジットカード利用額の20%が課税所得から控除されるようになりました。期限付きで導入されたこの制度ですが、控除額を利用額の15%に引き下げた2012年以降も続いて」いる (Square (年, ページ数不詳))。

2つ目が宝くじの参加券を付与したことである。「宝くじ売り場までわざわざ足を運ばなくても、クレジットカードで買い物をすることで自動的に宝くじへの参加権が手に入るようになりました。流れとしては、購入額が1,000円を超えると、レシートに抽選番号が印字されるようになっており、国民は月1回の抽選で総額1億8千万円が獲得できる」ことが可能になった (Square (年, ページ数不詳))。

3つ目がクレジットカード決済対応の義務化である。「年商240万円以上の店舗であればクレジットカードの取り扱いが義務付けられています。つまり月に最低20万円の売り上げがあれば、クレジットカード端末の用意が必要となります。これによりコンビニエンスストアや小売店、デパートやレストランなど、至るところでクレジットカードでの支払いが可能」となった (Square (年, ページ数不詳))。

#### 4. 5 日本と韓国との比較

日本と韓国を比較して考察できることは2つある。まず、決済方法の種類的には大差はないということ。そして、政

策・事業については、韓国の方がバラエティーに富んでいるため、その効果が差になっている可能性があるといえる。

しかし、これら2点では日本と韓国の違いを説明しきれないのではないかという立場をとる。つまり、日本と韓国では地域への浸透の差があるのではないかと考える。そこで、次にキャッシュレス決済普及率の両国の地域差について調べる。

### 5. 日本と韓国のキャッシュレス決済比率の地域差

#### 5.1 韓国の地域差

韓国の地域差について、Google・Google scholar にて「韓国 キャッシュレス 地域差」、「韓国 キャッシュレス比率 地域差」と検索しても、年代別の使用の差などしかなく、地域ごと、行政区ごとのデータは見つからなかった。

#### 5.2 日本の地域差

一方、日本については、都道府県別のキャッシュレス決済比率のデータ (日経 XTREND (2018)) (図 5.1) (表 5.2) が見つかり、都市部と地方でキャッシュレス決済比率に差があると考えられるため、過疎と関係があるのではないかと着目した。

そこで、都道府県別の過疎分布のデータ (総務省自治行政局過疎対策室 (2016)) (図 5.3) (表 5.4) も見つけた。過疎地域の要件は図のようにになっている (総務省 (年不詳)) (図 5.5)

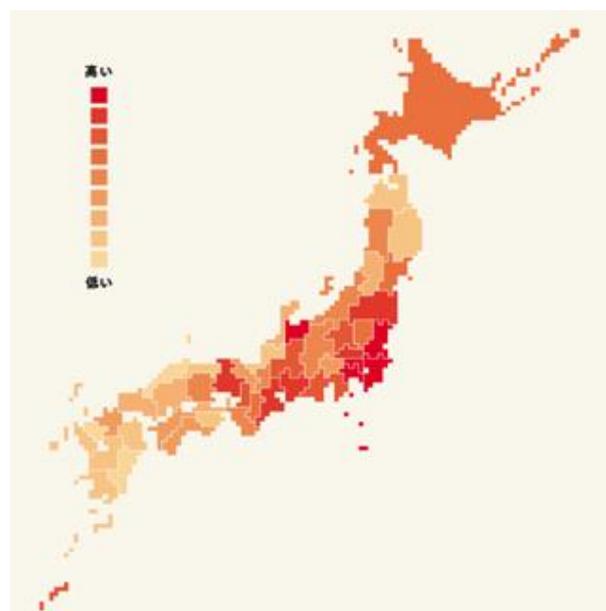


図 5.1 都道府県別キャッシュレス決済比率

表 5.2 都道府県別キャッシュレス決済比率(%)

1	千葉	48.51	25	新潟	40.09
2	茨城	48.49	26	京都	39.88
3	東京	48.44	27	山梨	39.56
4	富山	47	28	高知	39.41
5	神奈川	46.41	29	愛媛	39.23
6	三重	45.95	30	福岡	39.2
7	兵庫	45.71	31	石川	39.19
8	埼玉	45.27	32	山形	39.17
9	福島	44.36	33	山口	38.57
10	愛知	43.96	34	広島	38.45
11	群馬	43.27	35	香川	38.43
12	岐阜	42.78	36	青森	38.27
13	沖縄	42.69	37	熊本	37.94
14	静岡	42.64	38	岩手	37.89
15	大阪	42.49	39	長崎	37.71
16	宮城	42.23	40	福井	36.03
17	奈良	42.19	41	徳島	34.85
18	栃木	42.09	42	大分	34.56
19	北海道	41.46	43	鹿児島	34.24
20	長野	40.29	44	鳥取	34.06
21	和歌山	40.28	45	島根	33.61
22	岡山	40.25	46	宮崎	32.19
23	秋田	40.24	47	佐賀	31.94
24	滋賀	40.12			

表 5.4 都道府県別過疎分布

	過疎率(%)	三重	31.03
北海道	83.24	滋賀	10.52
青森	72.5	京都	38.46
岩手	72.72	大阪	2.32
宮城	28.57	兵庫	24.39
秋田	92	奈良	46.15
山形	60	和歌山	60
福島	52.54	鳥取	63.15
茨城	11.36	島根	100
栃木	16	岡山	74.07
群馬	40	広島	69.56
埼玉	6.34	山口	63.15
千葉	12.96	徳島	54.16
東京	15.38	香川	47.05
神奈川	3.03	愛媛	85
新潟	46.66	高知	82.35
富山	26.66	福岡	35
石川	52.63	福井	45
福井	35.29	長崎	61.9
山梨	55.55	熊本	60
長野	48.05	大分	88.88
岐阜	33.33	宮崎	65.38
静岡	25.71	鹿児島	95.34
愛知	9.25	沖縄	43.9

以上のデータを基に、スピアマンの順位相関係数を用いて2つのデータの相関を調べた。スピアマンの順位相関係数とは、2つの順位の間接の強さを表す概念である。-1から1の間に相関し、1に近いほど正の相関が強く、-1に近いほど負の相関が強く、0に近いほど相関が弱く、0ならば相関が全くない。公式に当てはめて計算した結果は「0.7」となり、強い相関があるといえる(Study channel(年不詳))数値であった。つまり、都市部ではキャッシュレス決済比率が

過疎地域の要件						
		H12法制定当初の要件		H22法改正時追加要件		
		H7国調反映	H12国調反映	H17国調反映	H22国調反映	
人口要件	長期要件	35年(S35~H7)の人口減少率30%以上 又は 35年(S35~H7)の人口減少率25%以上かつ H7の高齢者比率24%以上 又は H7の若年者比率15%以下	35年(S40~H12)の人口減少率30%以上 又は 35年(S40~H12)の人口減少率25%以上かつ H12の高齢者比率24%以上 又は H12の若年者比率15%以下	45年(S35~H17)の人口減少率33%以上 又は 45年(S35~H17)の人口減少率28%以上かつ H17の高齢者比率29%以上 又は H17の若年者比率14%以下	45年(S40~H22)の人口減少率33%以上 又は 45年(S40~H22)の人口減少率28%以上かつ H22の高齢者比率32%以上 又は H22の若年者比率12%以下	45年(S45~H27)の人口減少率32%以上 又は 45年(S45~H27)の人口減少率27%以上かつ H27の高齢者比率36%以上 又は H27の若年者比率11%以下
	中期要件	25年(S45~H7)の人口減少率19%以上	25年(S50~H12)の人口減少率19%以上	25年(S55~H17)の人口減少率17%以上	25年(S60~H22)の人口減少率19%以上	25年(H2~H27)の人口減少率21%以上
	財政力要件	財政力指数 (H8~H10の3か年平均) 0.42以下	財政力指数 (H10~H12の3か年平均) 0.42以下	財政力指数 (H18~H20の3か年平均) 0.56以下	財政力指数 (H22~H24の3か年平均) 0.49以下	財政力指数 (H25~H27の3か年平均) 0.5以下
		公営競技収益 13億円以下	公営競技収益 13億円以下	公営競技収益 20億円以下	公営競技収益 40億円以下	公営競技収益 40億円以下

図 5.5 過疎地域の要件



図 5.3 都道府県別過疎分布

高く、地方ではキャッシュレス決済比率が低いということである。

## 6. 地方のキャッシュレス決済の実態調査結果

### 6.1 聞き取り調査

地方でのキャッシュレス決済の実態調査をするに当たり、地方での商業地の中で、過疎が顕著に見られる場所は商店街であると考えられる。昔ながらの商店街を地方の代表の場として聞き取り調査することで、過疎化の影響を受けた地方のキャッシュレス決済の実態が見えると考えられる。そこで、本論では

高知県の中心商店街の帯屋町商店街を対象に聞き取り調査を実施した。実施期間は2021年1月28日から2021年1月29日であり、帯屋町一丁目・帯屋町二丁目・壱番街をAエリア、京町・新京橋をBエリアとした。その理由は、人通りの多さ・店の雰囲気は明かに違うためである。そして、A・Bエリア合計46店舗（衣類店27店舗、食品・飲食店19店舗）の中31店舗（衣類店15店舗、食品・飲食店16店舗）に聞き取り調査を行った。

## 6.2 調査結果

まず、エリアの観点で見ると、平均の経営者の年齢や平均客層に大きな差はないのにも関わらず、QRコード決済対応店に大きな差が確認できた（表6.1）。しかし、この調査だけでは何故このような結果に至るのか不明である。そのため以降の調査も行った。

次に経営者の年齢の観点で調査を行った（表6.2）。全国の経営者の平均年齢は62.16歳である（東京商工リサーチ（2020））ため60歳を区切りとした。このように経営者を分類すると、電子マネー決済対応店に大きな差が確認できた。

そして、来店される客層の観点で調査を行った（表6.3）。図7.3より、キャッシュレス決済方法の保有率は30歳が節目になると考え、30歳を区切りとした。ここで大きな差となっていたのは電子マネー決済対応店とQRコード決済対応店であった。

最後に客単価の観点で調査を行った（表6.4）。図7.6より、クレジットカード決済と電子マネー・QRコード決済とでは、1000円が決済方法の分かれ目だと考え、1000円を区切りとした。ここで大きな差となっていたのはクレジットカード決済対応店であった。

## 7. 考察

帯屋町商店街では、どのキャッシュレス決済が進んでいて、どのキャッシュレス決済が遅れているのかを確認するため聞き取り調査を行った全店舗を対象にキャッシュレス決済対応を確認した（表7.1）。その結果、クレジットカード決済、QRコード決済、電子マネー決済の順であった。

クレジットカード決済の割合が高いのは、昔ながらの商店街で客層の年齢が高いことから、彼らは若い時に使っていたクレジットカード決済に慣れていていると考えられる。また、高齢者は日用品の需要は少なく、単価の高い服などを購入して

いるということも原因として考えられる。

では、同じ後発で馴染みが薄いはずの電子マネー決済とQRコード決済では何故普及の差が出るのか考察を試みる。

表 6.1 エリアによる違い

	Aエリア	Bエリア
クレジットカード決済対応店	71% (15/21)	80% (8/10)
電子マネー決済対応店	23% (5/21)	30% (3/10)
QRコード決済対応店	66% (14/21)	20% (2/10)
平均経営者年齢	54歳	56歳
平均客層	41歳	47歳

表 6.2 経営者の年齢

	～60歳	60歳～
クレジットカード決済対応店	75% (12/16)	73% (11/15)
電子マネー決済対応店	31% (5/16)	6% (1/15)
QRコード決済対応店	50% (8/16)	53% (8/15)

表 6.3 来店される客層

	～30歳	30歳～
クレジットカード決済対応店	63% (7/11)	75% (12/16)
電子マネー決済対応店	36% (4/11)	18% (3/16)
QRコード決済対応店	81% (9/11)	31% (5/16)

表 6.4 客単価

	～1000円	1000円～
クレジットカード決済対応店	53% (8/15)	93% (15/16)
電子マネー決済対応店	26% (4/15)	25% (4/16)
QRコード決済対応店	46% (7/15)	56% (9/16)

表 7.1 帯屋町商店街のキャッシュレス決済対応

クレジットカード決済対応店	74% (23/31)
電子マネー決済対応店	25% (8/31)
QRコード決済対応店	51% (16/31)

電子マネー決済には交通系電子マネーと流通系電子マネーがあり、都市部では公共交通機関の発達とともに交通系電子マネーが普及している（表 7.2）。一方、公共交通機関が発達していない高知県では、交通系電子マネーの普及がなく、都市部のように日常生活で電子マネーを利用しないと考える。

実際に都道府県別の交通系 IC カード利用率ランキング（表 7.2）（㈱ONE COMPATH（2019））では、東京都が第 1 位で 91.6%、一方、高知県は 18.8% で 45 位である。東京都の交通系電子マネーの Suica・PASMO についてのデータ（ジェイアール東日本企画（2011））によれば、東京 30 キロ圏居住の 18 歳から 49 歳の生活者のうち、所有率は 8 割強（図 7.3）、保有している大多数が会社員や学生（図 7.4）であり、通勤通学用として利用されていることが分かる。

また、Suica・PASMO は公共交通機関の利用だけでなく、他のキャッシュレス決済と比べ、駅を中心とした場所でもよく使用されている（図 7.5）。また、1 回あたりの利用金額も 1000 円以下の利用が 9 割を占めており（図 7.6）、通勤通学・帰宅途中に気軽に小額の買い物をしていることが分かる。つまり、駅周辺を中心とした、日常生活の小さな買い物で交通系電子マネーを利用している。

次に、同じ地方でありながら高い普及率を挙げている香川県に着目する。香川県は、年間商品販売の中、電子マネー・クレジットカードによる販売比率が、1 位東京都 21.6% に次ぎ、2 位の 20.6% である。また、電子マネーの販売比率に絞れば、

表 7.2 交通系 IC カード利用率ランキング

1 位	東京都	91.6%
2 位	神奈川県	88.4%
3 位	千葉県	81.4%
}		
4 5 位	高知県	18.8%
4 6 位	鳥取県	17.6%
4 7 位	徳島県	10.7%

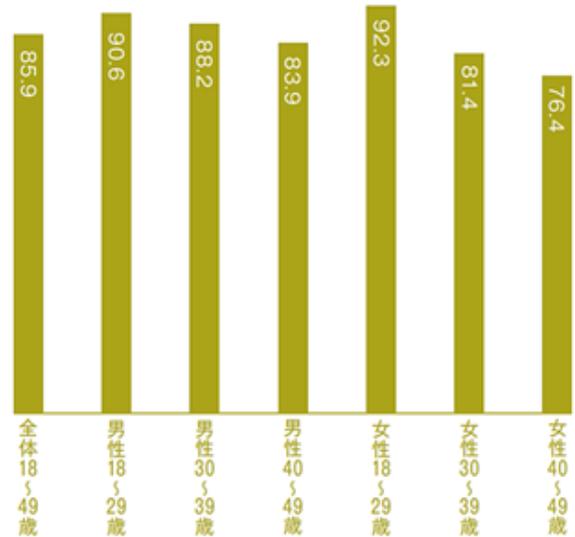


図 7.3 Suica/PASMO の所有率 (%)

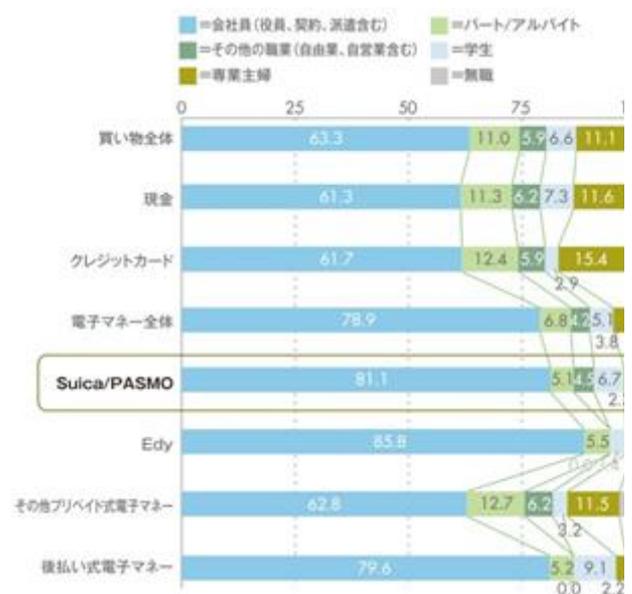


図 7.4 Suica/PASMO の利用の職業の構成 (%)

全国平均が 2.37% に対し、香川県は 7.2% で全国 1 位である（経済産業省（2015））。そのような香川県の交通系電子マネー「IC カード IruCa」について調べると、香川県内の鉄道・バス・フェリーなどの公共交通で使用可能でありつつ、電子マネーとしての機能を持ち、高松中央商店街の店舗や自動販売機・コインロッカー・一部コンビニでも使用できる。また、香川大学の教職員・学生の IC カードや、高松市の職員証を IruCa 一体型にするなど、県全体で IruCa の普及に取り組んでいる。

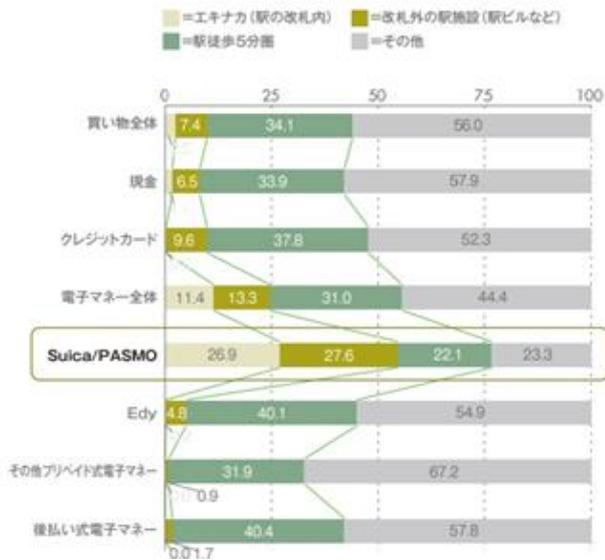


図 7.5 Suica/PASMO の利用場所(%)

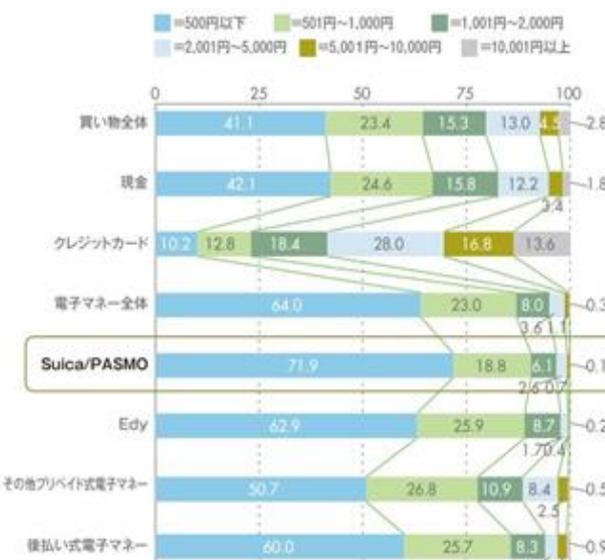


図 7.6 Suica/PASMO の1回当たり利用金額(%)

最後に、高知県の交通系電子マネー「IC カードですか」についてである。IC カードですかは高知県内の路面電車・バスでのみ利用可能である。コンビニなどで決済できる(いわゆる電子マネー)機能は無い。以上より、電子マネーは交通系を軸として普及していくことが考えられ、帯屋町商店街では電子マネーが普及しづらいと考察した。県人口(高知県 HP (2021))に対する流通枚数(高知新聞(2016))で計算した IC カードですかの普及率も 2016 年で 14.6% とかなり低い水準である。

そして、電子マネー決済は店舗にとっては読み取りリーダーの導入、消費者にとっては利用するまでに申し込みをする

必要がある等大きなコストがかかる。

一方、QR コード決済は電子マネー決済に比べ、より若い消費者、より低い単価の決済に使用されている。また、QR コード決済はコストが小さい。店舗は読み取り用の機械が不要かつ支払いも消費者がスマートフォンで読み取るだけである。また、消費者としてもアプリをダウンロードし銀行口座やクレジットカードを登録するとすぐに使用可能である。しかし、誰でもコストがかからないわけではなく、消費者の中でもスマホを使いこなす若者にとっては、扱いは容易だが、逆にスマホの利用に慣れていない高齢者にとっては普及の障壁になっている。そうすると、高齢の消費者と経営者には普及しづらい可能性があるが、帯屋町商店街の経営者は、電子マネーよりも QR コード決済を利用するという消費者のニーズを理解しているため、QR コード決済を導入している。つまり高齢の経営者でも消費者の決済ニーズに対応する柔軟性があると考え。以上より電子マネー決済より QR コード決済の方が普及していると考え。

以上より、高知県のキャッシュレス決済比率の上昇には、QR コード決済の普及を促すことがカギとなると思われる。帯屋町商店街の経営者は消費者の決済ニーズに対応する柔軟性を持っている。つまり高齢者を中心とした消費者に QR コード決済が広まる仕組みさえあれば、ニーズが広まり、帯屋町商店街でも受け入れられると考える。また、経営者・消費者どちらにとってもコストが小さく、今後都市部だけでなく地方でも普及の可能性がある。

## 8. 結論

本論を通して、日本のキャッシュレス決済の低迷原因を、地方に着目、分析し、帯屋町商店街のキャッシュレス決済についての実態を明らかにすることができた。また、QR コード決済の普及が、地方でのキャッシュレス決済比率の上昇を促す可能性を示した。

一方、今後の課題として、本論の一般性を確認するため、他地方の商店街も分析する必要がある。

## 謝辞

本研究を進めるにあたり、聞き取り調査にご協力いただいた安藤浩二様を始めとする帯屋町商店街の皆様、そして最後

まで私の研究を見守り、熱心なご指導を賜りました坂本泰祥准教授に心より感謝申し上げます。

## 参考文献

一般社団法人キャッシュレス推進協議会（年不詳），マイナポイント事業に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業，<https://tanmatsu-hojo.jp/>， 2020/12/8 検索

ジェイアール東日本企画（2011），EKISUMERVol.10，[https://www.jeki.co.jp/ekishoken/upload/docs/EKISUMER\\_vol\\_10.pdf](https://www.jeki.co.jp/ekishoken/upload/docs/EKISUMER_vol_10.pdf)， 2021/1/29 検索

㈱ONE COMPATH（2019），電子チラシサービス「shufoo!」、キャッシュレス決済とポイントカードの意識調査，<https://onecompath.com/news/notice/3167/>， 2021/1/16 検索

経済産業省（2015），『平成26年度商業統計』第2巻第5表（小売業），<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2/h26/index-kakuho.htm>， 2021/1/31 検索

経済産業省（2018），キャッシュレス・ビジョン，<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>， 2020/10/15 検索

経済産業省（2018），（我が国におけるFinTech普及に向けた環境整備に関する調査検討）調査報告書，[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H29FY/000187.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000187.pdf)， 2020/10/19 検索

経済産業省（2019），キャッシュレス関連用語集 基本編，[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/cashless/image\\_pdf\\_movie/cashless\\_glossary\\_basic\\_R1\\_06.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/image_pdf_movie/cashless_glossary_basic_R1_06.pdf)， 2020/12/4 検索

経済産業省（年不詳），キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）消費者向け説明資料，[https://cashless.go.jp/assets/doc/consumer\\_introduction.pdf](https://cashless.go.jp/assets/doc/consumer_introduction.pdf)， 2020/10/19 検索

経済産業省（年不詳），キャッシュレス・ポイント還元事業，<https://cashless.go.jp/>， 2020/12/8 検索

高知県 HP（2021），高知県の推計人口 月報 <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/files/20>

14021401751/r0301.pdf， 2021/1/31 検索

高知新聞（2016），高知の交通 IC カード「ですか」10 万枚超 全国共通化は困難，<https://web.archive.org/web/20160920191048/http://www.kochinews.co.jp/article/49829>， 2021/1/30 検索

日経 XTREND（2018），キャッシュレス決済の先進国は？47 都道府県ランキング発表，<https://xtrend.nikkei.com/atcl/contents/18/00089/00007/?P=2>， 2020/11/21 検索

PayPay（2020），なぜ韓国はキャッシュレス化が浸透しているのか？その理由を徹底解説！，[https://paypay.ne.jp/store-media/knowledge/0025\\_kankoku/](https://paypay.ne.jp/store-media/knowledge/0025_kankoku/)， 2020/10/26 検索

総務省自治行政局過疎対策室（2016），過疎関係市町村都道府県別分布図，[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000456268.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000456268.pdf)， 2020/11/21 検索

総務省（年不詳），過疎対策地域指定の要件について，[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000631818.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000631818.pdf)， 2020/12/8 検索

ソウルメイト韓国語学校（年不詳），韓国の電子マネー，<https://skoreanschool.com/column/%E9%9F%93%E5%9B%BD%E3%81%AE%E9%9B%BB%E5%AD%90%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%83%BC.html>， 2020/10/26 検索

Square（年不詳），圧倒的なクレジットカード社会！韓国のキャッシュレス事情，<https://squareup.com/jp/ja/townsquare/cashless-world/korea>， 2020/10/26 検索

Study channel（年不詳），Spearman の順位相関係数，<https://www.study-channel.com/2015/08/spearman-rank-correlation-coefficient.html>， 2020/11/25 検索

谷口洋志、高鶴（2020）「日本はキャッシュレス後進国か？」、経済学論纂(中央大学)、第60巻第5・6合併号、pp. 395-416

東京商工リサーチ（2020），全国社長の年齢調査，[https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200612\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200612_01.html)， 2021/2/3

